京都コンサートホール、京都市呉竹文化センター及び京都市右京ふれあい文化会館敷地内 自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都コンサートホール、京都市呉竹文化センター及び京都市右京ふれあい文化会館敷地内に来館者の利便性向上に資することを目的として、自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

１　設置場所

①　京都コンサートホール　１階

②　京都コンサートホール　４階

③　京都市呉竹文化センター

④　京都市右京ふれあい文化会館

※具体的な設置場所等は仕様書を確認してください。

２　営業事業者

設置番号①～④を合わせて１営業事業者とします。

３　応募することができる者の資格

次の⑴又は⑵のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができます。

⑴　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について、令和８年３月末現在で３年以上の実績を有していること

イ　応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ　所得税又は法人税、消費税、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

⑵　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について令和８年３月末現在で３年以上の実績を有していること

イ　応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

エ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

オ　所得税又は法人税、消費税、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

カ　申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条例同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申込みに当たって、一部の方を除いて※、下記の書類のご提出をお願いすることになります。

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

・　印鑑登録証明書（申出日又は応募日から３か月以内に発行されたもの）
・　誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第１号様式）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から３か月以内に発行されたもの）
・　誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第１号様式）

※　印鑑登録証、登記事項証明書の提出を免除する方
１　国内証券取引所上場企業
２　法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
３　その他企業実態について、特別の事情により、上記１及び２に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの
※　誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第１号様式）の提出を免除する方
１　国、地方公共団体、外郭団体、NPO 法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
２　町内会、自治連合会等
３　指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者等
４　京都市暴力団排除条例第６条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

４　設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、①から④とも令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとします。

５　使用料

⑴　応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格(提案使用料)として、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの使用料を百円単位で記入してください。

⑵　使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、使用を開始する前に、本市が指定する期日までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

６　取扱商品及び販売価格

⑴　取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

⑵　販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）としてください。

７　設置機種等及び維持管理

仕様書を確認してください。

８　応募申込手続

⑴　提出先

下記「１３　問合せ先」へ提出

⑵　申込方法

ア　郵送する場合

㈠　申込受付期間

令和８年２月１９日（木）～令和８年３月５日（木）必着

㈡　送付方法

書留郵便で京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課に送付してください。

普通郵便で送付された場合、不着のときは、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

イ　持参する場合

㈠　申込受付期間

令和８年２月１９日（木）～令和８年３月５日（木）
【午前９時～正午、午後１時～午後５時】　※土日除く

⑶　必要書類（各１部ずつ、イ及びウの様式は任意）

ア　応募申込書　様式１

イ　販売予定品目（自動販売機用）

ウ　設置予定機器等の仕様が分かる資料

⑷　その他

ア　前記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ　提出された書類の返却は行いません。

ウ　様式は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課のホームページからダウンロードできます。

９　質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式２にその内容を記入のうえ、持参、ファックス又は電子メールで提出してください。

⑴　質問書受付期間

令和８年２月１９日（木）　～　令和８年２月２４日（火）午後５時

⑵　質問書提出先

下記「１３　問合せ先」へ提出

⑶　質問に対する回答

令和８年２月２７日（金）までに、ホームページに掲載して回答します。回答内容については、本要項の追加又は修正とみなします。

⑷　その他

ア　質問は「３　プロポーザルの参加資格」を満たす者に限ります。公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（来所、電話等）には一切応じられません。

イ　また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

ウ　様式は、ホームページからダウンロードできます。

１０　営業事業者の決定

⑴　決定方法

ア　提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「３　応募することができる者の資格」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「１　設置場所」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

イ　上記の最高金額である応募者が２者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

⑵　決定予定日

令和８年３月１１日（水）頃に決定する予定です。

⑶　決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。また、京都市文化芸術企画課ホームページにおいて、結果を公表します。

１１　使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

⑴　行政財産使用許可申請書等の提出

本市指定の様式により、決定通知後７日以内に、行政財産使用許可申請を行ってください。

⑵　自動販売機の機種等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を御提出いただきます。

⑶　標準保証書の提出

保証人を立てていただき、使用許可後に運営事業者及び保証人の署名又は記名・押印※1のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください※2。

＜保証人の資格要件＞

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

１　日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。

２　使用料の年額の５倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※１　押印について、法人の場合は実印、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※２　保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の１／４の保証金を納付してください

１２　応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

⑴　指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

⑵　応募者の記名押印がないもの

⑶　他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

⑷　応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

⑸　応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの

⑹　営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

⑺　その他この要項の条件等に違反したもの

１３　問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（担当：宮田、神農）
〒６０４－８５７１　京都市中京区上本能寺前町４８８番地　分庁舎地下１階
電　話（０７５）２２２－３１１９
ＦＡＸ（０７５）２１３－３１８１
E-mail bunka@city.kyoto.lg.jp

【ホームページアドレス】

京都市文化芸術企画課　https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0.html

京都コンサートホール　https://www.kyotoconcerthall.org/

京都市呉竹文化センター　https://www.kyoto-ongeibun.jp/kuretake/

京都市右京ふれあい文化センター　https://www.kyoto-ongeibun.jp/ukyo/